

別添 評価料金（第27条第1項）

一般財団法人沖縄県建設技術センター評価業務料金

（設計住宅性能評価の評価料金）

第1 業務規程第27条に規定する設計住宅性能評価の評価料金の額は、設計住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、次の表の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

(1)	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価項目のある4分野のみについて評価する場合	別表第1の（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	別表第2の（ろ）欄に掲げる額
(3)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

2 別表第1及び第2の（い）欄の床面積の合計は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。

(1)	設計住宅性能評価を申請する場合	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
(3)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
(4)	センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を、大規模に変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

（建設住宅性能評価の評価料金）

第2 業務規程第27条に規定する建設住宅性能評価の評価料金の額は、建設住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、次表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。なお、原則として建設住宅性能評価に係る住戸毎に定まる性能に関する検査は、本申請一件につき、評価対象住戸の10分の1（小数点以下は、切り上げる。）の住戸を検査対象とする。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等の評価の測定については、全ての評価対象住戸を検査対象とす

る。

(1)	住宅の品質確保促進等に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価項目のある4分野のみを評価する場合	別表第3の（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	別表第4の（ろ）欄に掲げる額
(3)	(1)又は(2)に加えて室内空気中の化学物質の濃度等を評価する場合	(1)又は(2)に別表第5に掲げる額を加える
(4)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

2 別表第3及び第4の（い）欄の床面積の合計は、次表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。

(1)	建設住宅性能評価を申請する場合	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
(4)	センターが建設住宅性能評価審査中であつた住宅の計画を、大規模に変更して再度申請する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

3 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、第1項及び第2項にかかわらず、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1（小数点以下は、切り上げる。）を超えて、住戸毎の性能に関する目視又は計測を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1（小数点以下は、切り上げる。）を減じたものに、次表の左欄に掲げる区分に応じた同表各号の右欄の額を乗じたものを、第1項に定める額に加算する。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価項目のある4分野のみについて評価を希望する場合	14,000円
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	14,000円+K×2,000円
(3)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

(注) 1. $K = (1 \sim 6)$ 評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

(他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金)

第3 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る直前の設計住宅性能評価を行った者がセンターでない場合は、前条の料金の額に次表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各項の右欄に定める額を加算するものとする。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価項目のある4分野のみについて評価を希望する場合	別表第6の(ろ)欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	別表第7の(ろ)欄に掲げる額
(3)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

(所在地に応じた料金の加算)

第4 建設住宅性能評価を行う住宅の所在地が、別表第8(所在地に応じた料金の加算)に定める区分に応じ、料金の額を加算することができる。

(住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の場合の評価料金)

第5 住宅性能評価において、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合は、第1、第2及び第3の評価料金の額から、別表第9(住宅型式性能認定住宅料金減額基準)により計算した額を減額する。

(型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合の評価料金)

第6 住宅性能評価において、型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合は第1、第2及び第3の評価料金の額から、別表第10(型式住宅部分等製造者が申請を行う住宅料金減額基準)により計算した額を減額する。

(室内空気中の化学物質の濃度等の任意測定にかかる料金)

第7 住宅性能評価申請とは別に、室内空気中の化学物質の濃度等の測定依頼がある場合の料金は、別表第5に掲げる額とし、対象となる住宅等が遠隔地にある場合は、第4を準用する。

(評価業務料金返還等について)

第8 評価業務のうち建設住宅評価において、契約の取り下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別表第11(評価業務料金返還額算定基準)により計算した額とする。ただし、料金が支払われていない場合には、第2及び第3の評価料金の額から別表第11により計算した額を減じて請求するものとする。

(住宅性能評価書の再交付等の手数料について)

第9 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項、第7条第4項及び第5項に基づき住宅性能評価書を再交付する場合の手数料は別表第12のとおりとする。

(評価業務料金の端数処理について)

第10 第1から第3まで及び第5から第6までに規定する料金については、100円未満は切り捨てるものとする。

別表第1 (設計住宅性能評価料金 (必須評価項目のある4分野のみ))

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金の額 (円)
戸 建 住 宅	全 て	46,000
共 同 住 宅 等	500㎡未満	$55,000 + M \times 12,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$70,000 + M \times 12,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$94,000 + M \times 12,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$270,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$420,000 + M \times 12,000$
	50,000㎡以上	$870,000 + M \times 12,000$

(注) 1. M : は評価対象住戸数とする。

別表第2 (設計住宅性能評価料金 (選択評価項目のある分野を追加する場合))

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金の額 (円)
戸 建 住 宅	全 て	$46,000 + K \times 2,000$
共 同 住 宅 等	500㎡未満	$55,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	500㎡以上1,000㎡未満	$70,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$94,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$270,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$420,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	50,000㎡以上	$870,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$

(注) 1. M : は評価対象住戸数とする。

2. $K = (1 \sim 6)$ 評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

別表第3 (建設住宅性能評価料金 (必須評価項目のある4分野のみ))

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金の額 料金
戸 建 住 宅	100㎡未満	56,000
	100㎡以上200㎡未満	66,000
	200㎡以上500㎡未満	84,000
	500㎡以上	$P \times 64,000 + 84,000$
共 同 住 宅 等	500㎡未満	$N \times 68,000 + M \times 12,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 97,000 + M \times 12,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 120,000 + M \times 12,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 240,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 400,000 + M \times 12,000$
	50,000㎡以上	$N \times 795,000 + M \times 12,000$

(注) 1. P : は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。

2. M : は評価対象住戸数とし、 N : は検査を行う回数とする。

別表第4 (建設住宅性能評価料金 (選択評価項目のある分野を追加する場合))

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金の額 料金
戸 建 住 宅	100㎡未満	$56,000 + K \times 2,000$
	100㎡以上200㎡未満	$66,000 + K \times 2,000$
	200㎡以上500㎡未満	$84,000 + K \times 2,000$
	500㎡以上	$P \times 64,000 + 84,000 + K \times 2,000$
共 同 住 宅 等	500㎡未満	$N \times 68,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 97,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 120,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 240,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 400,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$
	50,000㎡以上	$N \times 795,000 + M \times (12,000 + K \times 2,000)$

(注) 1. P : は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。

2. M : は評価対象住戸数とし、 N : は検査を行う回数とする。

3. $K = (1 \sim 6)$ 評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

別表第5 (空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金加算額)

	(い) 測定物質の種類	(ろ) 料金の額 (円)
戸 建 住	ホルムアルデヒド	41,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレ	61,000

住宅等	ン、エチレンベンゼン、スチレン	
共同住宅等	ホルムアルデヒド	$M \times 20,000 + 21,000$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチレンベンゼン、スチレン	$M \times 40,000 + 21,000$

- (注) 1. 測定の方法は、測定バッジによるパッシブ採取方式による方法とする。
2. 住宅性能評価方法基準6-4(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行うものとする。
3. 戸建て住宅の測定は竣工検査と同時に行うものとする。
4. M：は評価対象住戸数とする。

別表第6 (他者が設計住宅性能評価を行なった場合の料金加算額 (必須評価項目のある4分野のみ))

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金加算額 (円)
戸建て住宅	100㎡未満	6,500
	100㎡以上200㎡未満	9,000
	200㎡以上500㎡未満	16,000
	500㎡以上	$P \times 9,500 + 16,000$
共同住宅等	500㎡未満	$28,000 + M \times 7,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$34,000 + M \times 7,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$47,000 + M \times 7,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$130,000 + M \times 7,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$210,000 + M \times 7,000$
	50,000㎡以上	$430,000 + M \times 7,000$

- (注) 1. P：は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。
2. M：は評価対象住戸数とする。

別表第7 (他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額 (選択評価項目のある分野を追加する場合))

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金加算額 (円)
戸建て住宅	100㎡未満	$6,500 + K \times 500$
	100㎡以上200㎡未満	$9,000 + K \times 500$
	200㎡以上500㎡未満	$16,000 + K \times 500$
	500㎡以上	$P \times 9,500 + 16,000 + K \times 500$
共同住宅等	500㎡未満	$28,000 + M \times (7,000 + K \times 500)$
	500㎡以上1,000㎡未満	$34,000 + M \times (7,000 + K \times 500)$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$47,000 + M \times (7,000 + K \times 500)$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$130,000 + M \times (7,000 + K \times 500)$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$210,000 + M \times (7,000 + K \times 500)$
	50,000㎡以上	$430,000 + M \times (7,000 + K \times 500)$

- (注) 1. P：は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。

2. M：は評価対象住戸数とする。

3. K = (1～6) 評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

別表第8 (所在地に応じた料金の加算)

(い) 区分	(ろ) 料金加算額
浦添市、宜野湾市、北谷町、北中城村、中城村	500円
那覇市、沖縄市、豊見城市、嘉手納町、西原町、与那原町、南風原町、読谷村	1,000円
うるま市、南城市、八重瀬町	1,500円
糸満市、金武町、恩納村	2,000円
宜野座村	2,500円
名護市	3,000円
本部町、今帰仁村、大宜味村	3,500円
国頭村、東村	4,000円

(注) 住宅の所在地が本島以外の市町村又は離島にあっては、申請者と協議のうえ船又は航空便出発地の料金加算額に、船賃又は航空運賃等その実費額を加えるものとする。

建築基準法の間接検査及び完了検査と同時に行う場合は、その回の料金加算は行わない。

別表第9 (住宅型式性能認定住宅料金減額基準)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の料金から減ずる額 (円)	(は) 建設住宅性能評価の料金から減ずる額 (円)
戸建住宅	100㎡未満	別表第1及び別表第2に定める額の5%	別表第3及び別表第4に定める額(紛争処理負担金相当分を除く)の30%
	100㎡以上200㎡未満		
	200㎡以上500㎡未満		
	500㎡以上		
共同住宅等	500㎡未満		
	500㎡以上1,000㎡未満		
	1,000㎡以上2,000㎡未満		
	2,000㎡以上10,000㎡未満		
	10,000㎡以上50,000㎡未満		
	50,000㎡以上		

(注) 第5による住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅の第1、第2及び第3に定める料金から減ずる額は、上表の(い)欄に掲げる区分に応じ、第1に定める設計住宅性能評価の申請料金については、同表の(ろ)欄に掲げる額とし、第2に定める建設住宅性能評価の申請料金については、同表の(は)欄に掲げる額とする。

別表第10 (型式住宅部分等製造者が申請を行う料金減額基準)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の料 金から減ずる額 (円)	(は) 建設住宅性能評価の料 金から減ずる額 (円)
戸 建 住 宅	100㎡未満	別表第1及び別表第2 に定める額の5%	別表第3及び別表第4に 定める額(紛争処理負担 金相当分を除く)の30 %
	100㎡以上200㎡未満		
	200㎡以上500㎡未満		
	500㎡以上		
共 同 住 宅 等	500㎡未満		
	500㎡以上1,000㎡未満		
	1,000㎡以上2,000㎡未満		
	2,000㎡以上10,000㎡未満		
	10,000㎡以上50,000㎡未満		
50,000㎡以上			

(注) 1. 第6による型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合に、第1、第2及び第3に定める料金から減ずる額は、上表の(い)欄に掲げる区分に応じ、第1に定める設計住宅性能評価の申請料金については、同表の(ろ)欄に掲げる額とし、第2に定める建設住宅性能評価の申請料金については、同表の(は)欄に掲げる額とする。

別表第1 1 (評価業務料金返還額算定基準)

	(イ) 申請の取り下げを行った時期	(ロ) 当該申請料金に乗ずる率
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.7
	第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回の現場検査から第4回の現場検査の前日まで	0.2
共 同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$ ※Jは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。(小数点第3位以下は四捨五入とする。)

(注) 1. 第8に定める建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額は、上表の(イ)欄の申請の取り下げを行った時期に応じた(ロ)欄の率に当該申請料金を乗じた額とする。

2. 戸建住宅においては第4回目の現場検査を実施した日以降、及び共同住宅等においては竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降は、料金を返還しない。

別表第12(住宅性能評価書の再交付等の手数料)

戸建住宅・共同住宅等	交付書1通につき、2,000円
------------	-----------------